


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子	
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について			
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項	<input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和2年度税制改正により、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にしている子を有する単身者に対して「ひとり親控除」が適用され、従来の寡婦（寡夫）控除はひとり親に該当しない寡婦に係る控除に改組することとされた。</p> <p>これに伴い、認定子ども園等を利用する未婚のひとり親世帯の利用者負担額の算定において、地方税法上の寡婦（寡夫）控除をみなし適用させる特例を廃止するため、東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 別表第1（満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額）、別表第2（満3歳未満保育認定子どもの利用者負担額減額・免除基準額表）の各備考における、寡婦（寡夫）控除のみなし適用に関する規定を削除する。</p> <p>② 文言整理</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日から施行し、令和3年9月以後の月分の利用者負担額について適用する。（令和3年8月以前の月分の利用者負担額については、改正前の別表第1、別表第2の規定を適用する。）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>① 令和2年度税制改正に合った規則となり、適切な運用が図られる。</p> <p>② 寡婦（寡夫）控除をみなし適用させた市民税額を算出する必要がなくなるため、職員の事務負担が軽減される。</p>				
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み				
3. 留意事項（問題点等） 特になし				
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。				
5. 審議結果				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。